

2015年9月18日

愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫 様

瀬戸市長 伊藤保徳

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書の回答について

このことについて、以下のとおり回答いたします。

記

【1】県民の要望である福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

★ (1) 介護保険料・利用料について

- ①介護保険料を一般会計からの繰り入れや基金の取り崩しによって引き下げてください。保険料段階は低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

【高齢者福祉課】

介護保険制度は財源の負担割合が定められており、保険料の引き下げのための一般会計繰入は考えておりません。第6期の介護保険事業計画では、介護給付準備基金の取り崩しを行うとともに、第5期と比較してもより一層被保険者の負担応力に応じた保険料設定とするため、所得段階を13段階としております。

- ②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【高齢者福祉課】

減免につきましては、国から示された三原則(①保険料の全額免除、②収入のみに着目した一律減免、③一般財源の投入を行わない)の遵守を原則とし、介護保険法に基づいて条例及び要綱で定めており、今後も同様に考えております。

利用料の低所得者への減免につきましては、介護保険法において、利用料を減免できる要件が省令に規定されており、本市の独自減免は考えておりません。

なお、低所得者の利用料に関する対策として、高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費、高額医療合算介護予防サービス費、特定入所者介護サービス費、特定入所者介護予防サービス費と一定の配慮がされております。

また、社会福祉法人等による低所得者の利用者負担軽減制度を支援するための助成を現在行っており、今後も継続に努めてまいりたいと考えております。

- ③補足給付の申請手続きの見直しで介護保険施設入所者が利用できなくなることはやめてください。資産の確認など必要以上にプライバシーを侵害しないでください。

【高齢者福祉課】

補足給付の支給要件見直しは、食費や居住費を負担して在宅で生活する方との公平性を図ることと、預貯金等を保有し負担能力が高いにもかかわらず保険料を財源とした補足給付が行われる不公平を是正することを目的としておりますので、やむを得ないものと理解しております。

(2) 基盤整備について

- ★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

【高齢者福祉課】

第6期事業計画に基づき、地域密着型サービスの基盤整備等の拡充に努めてまいりたいと考えております。

②地域包括支援センターを中学校区ごとに設置し、原則、市町村直営としてください。

【高齢者福祉課】

第3期事業計画において8中学校区を7地域に再編し、平成18年度以降は各地域に1か所の地域包括支援センター(以下「センター」という。)の設置運営を社会福祉法人及び医療法人に委託しております。

③サービス事業所に対する事業費の支給は現行の予防給付の額以上の単価を保障し、サービスに見合ったものとしてください。

【高齢者福祉課】

介護予防給付については、法令の規定に基づいて支給されるものと考えております。

また、介護予防・日常生活支援総合事業として新たに取るサービスの単価については、今後検討してまいります。

④介護・福祉労働者を十分に確保するために、適正な賃金・労働条件および研修についての財政的な支援をしてください。

【高齢者福祉課】

介護労働者の処遇につきましては、平成27年度の介護報酬改定においても改善されているものと考えておりますので、財政的な支援は考えておりません。

(3)総合事業について

①総合事業移行にあたっての考え方

★ア. 総合事業への移行にあたっては、現在、介護予防訪問と介護予防通所介護を利用している要支援者の実態を十分に把握し、期間を区切って「卒業」を押し付けることはしないでください。

【高齢者福祉課】

国が示したガイドラインでは、明らかに要介護認定が必要な場合や本人等が専門的サービスを希望されている場合は、要介護認定の申請の手続きにつなぐこととなっております。

★イ. 指定事業者の「緩和した基準によるサービス」は導入しないでください。

【高齢者福祉課】

介護予防・日常生活支援総合事業は、法令の規定により平成29年度末までに実施することとされておりますので、今後「緩和した基準によるサービス」についても検討してまいります。

ウ. サービスについては、利用者の希望に基づく選択を保障してください。住民ボランティア等への移行を押し付けるような指導を行わないようにしてください。

【高齢者福祉課】

介護予防・日常生活支援総合事業に移行した場合においても、専門的なサービスが必要な方には、これまでどおりサービスが利用できることとなっております。

エ. 総合事業への移行にあたっては、介護予防訪問と介護予防通所介護を住民ボランティアなど「多様なサービス」に置き換えるのではなく、現行サービスの利用を維持したうえで、上乘せして新たなサービス・資源を作るという基本方向を堅持してください。

【高齢者福祉課】

介護予防・日常生活支援総合事業は、現行のサービスに相当するものと、それ以外の多様なサービスからなるものとされており。多様なサービスについては、今後検討を進めてまいります。

②介護保険利用の際の手続き

★ア. 介護保険利用の相談があった場合、これまでと同様に要介護認定申請の案内を行い、「基本チェックリスト」による振り分けを行わず、要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支援センターへつなぐようにしてください。

【高齢者福祉課】

基本チェックリストは、必ずしも認定を受けなくても、必要なサービスを利用できるよう本人の状況を確認するために用いるものとされており。

国が示したガイドラインでは、明らかに要介護認定が必要な場合や本人等が専門的サービスを希望されている場合は、要介護認定の申請の手続きにつなぐこととなっております。

イ. ケアマネジメントについては、現行の予防給付と同様に居宅介護支援事業所への委託を可能とし、現行額以上の委託料を保障してください。

【高齢者福祉課】

介護予防・日常生活支援総合事業による介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センターが行うこととされており。

③総事業費の確保と必要な補助(助成)

ア. サービスの提供に必要な総事業費を確保してください。地域支援事業の「上限」を理由に、利用者の現行相当サービスの利用を抑制しないで下さい。国または自治体の財政支援を行ってください。

【高齢者福祉課】

国が示したガイドラインでは、総合事業の上限について、前年度の介護予防給付と介護予防事業の総額に、本市の75歳以上高齢者の伸びを乗じたものとされており、予防給付から総合事業に移行するサービスに要する費用がまかなえるように勘案して上限を設定されており。

仮に、上限を超える場合についても、個別に判断する枠組みを設けることとされ、総合事業への移行に伴うやむを得ない事情により費用の伸び率が高くなった場合など、特殊事情を勘案して認められることとなっております。

したがって、国へ財政支援を行うよう求める考えはありません。

また、一般会計から介護保険特別会計へは、定められた負担割合を繰り入れることとしており、別枠での繰り入れを行うことは考えておりません。

イ. 住民の「助け合い」については、現行サービス利用を前提に、さらに地域の支えあいや地域づくりを促進するものとして位置付けてください。「助け合い」活動にかかわる住民・各団体の要望を尊重し、必要な施設・設備の提供や、必要な経費の補助(助成)を行ってください。

【高齢者福祉課】

多様なサービスについては、今後検討を進めてまいります。

(4)高齢者福祉施策等の充実について

①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

【高齢者福祉課】

ひとり暮らしや高齢者世帯などを対象者とする見守り事業(ふれあいネットワーク)や、食材の買い物、衣類の洗濯、家屋内の整理などの日常生活の援助事業(軽度生活援助)を行っています。

イ. 高齢者や障害者などの外出支援などの施策を充実してください。

【高齢者福祉課】

瀬戸市福祉保健センターに開設しております老人福祉センターでは、バスの送迎付きで利用いただいております。高齢者の生きがいづくりの一助になっているものと考えております。

また、老人憩いの家においても自立高齢者を対象に送迎付きのデイケアハウスを開設し、利用者を支援しております。

ウ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集う場所を増やしてください。施設運営費用などの助成金を拡充してください。

【高齢者福祉課】

委託方式により3か所の宅老所を開設しておりますが、今後も介護予防の観点からその継続に努めてまいりたいと考えております。

エ. 高齢者世帯が安心して暮らせる高齢者住宅を公営で整備してください。

【生活安全課】

高齢者向けシルバーハウジングを20戸用意しております。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし利用者負担を引き下げてください。また、閉じこもりを防ぐため会食方式も含め実施してください。

【高齢者福祉課】

日曜日を除く週6日、昼食又は夕食のいずれか1食の配食サービスを実施しており、今後もその継続に努めてまいりたいと考えております。

なお、会食につきましては、社会福祉法人瀬戸市社会福祉協議会の地区社協により実施されております。

③住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

【高齢者福祉課】

住宅改修及び福祉用具購入に係る受領委任払いについては、平成23年度より実施しており、高額介護サービス費の受領委任払いにつきましては考えておりません。

★(5) 障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

【高齢者福祉課】

介護認定を受けている65歳以上の方で、6か月以上寝たきりの状態で食事、排せつ等の日常生活に支障がある方及び知的障がい者、身体障がい者などと同程度の障がいのある方については、障がい者控除の対象となる認定書を交付しております。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

【高齢者福祉課】

従前までは申請に基づいて障害者控除対象者認定書を交付しておりましたが、平成25年度より主治医の意見書及び訪問調査情報を基に該当者へ交付しております。

2. 生活保護について

- ★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【社会福祉課】

法令に従い適切に行っております。

- ②扶養義務者への通知や報告の求めについては、国会の政府答弁や政令等で示されているように、福祉事務所が家庭裁判所の審判等を経た費用徴収を行うこととなる蓋然性が高いと判断するなど、明らかに扶養が可能と思われるにも関わらず扶養を履行していないと求められる場合に限られることを徹底してください。

【社会福祉課】

法令に従い適切に行っております。

- ③国による生活保護費の引き下げに対して、就学援助や地方税の非課税基準、国民健康保険の保険料・一部負担金の減免など、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起こらないよう措置を講じてください。

【社会福祉課】

制度ごとに判断していくものです。

- ★④ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行うようにしてください。

【社会福祉課】

研修会への参加を実施しております。

- ⑤弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。

【社会福祉課】

設置する予定はありません。

- ⑥生活保護困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」は自治体直営で実施してください。また、生活保護が必要な人には受給手続きを紹介するなど、就労支援に偏らず生存権保障を重視してください。

【社会福祉課】

平成27年4月より直営で実施しております。

- ★⑦基準改定に伴う住宅扶助の引き下げについて、現行基準が適用できる例外措置について具体的な事例を記載したお知らせ文書を全生活保護世帯に送付して周知し、不当な減額や転居が起こらないようにしてください。当事者が望まない地域や劣悪な物件など、意に反した勧奨は厳に慎んでください。

【社会福祉課】

対象者には面談を行い説明しました。

★⑧冬季加算については、できる限り生活保護利用者の健康状態等に影響を与えないよう、次の諸点を周知徹底してください。

ア. 重度障害者加算を算定している人や要介護度が3以上または傷病・障害等による療養のための外出が著しく困難であり常時在宅をせざるを得ないなど、平成27年5月14日付保護課長通知が定める1.3倍基準を設定できる場合を具体的に記載したお知らせ文書を全生活保護利用世帯に送付して周知してください。

【社会福祉課】

特段の事情がない限り該当しないため、実施する予定はありません。

イ. 上記の例外措置を柔軟に適用し、最大限活用することで、支給される冬季加算の減額を回避してください。

【社会福祉課】

法令に従い適切に行っております。

3. 税の徴収、滞納問題への対応等

①徴税は自治体の業務であることをふまえて、愛知県地方税滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。

【税務課】

愛知県地方税滞納整理機構は、滞納整理を専門に行う県と参加市町の集合体であり、機構の名のもとで協働して滞納整理を推進することにより、地方税の滞納額の縮減を図ろうとするものです。機構に参加することの意義は非常に大きいものと判断しております。

★②税の滞納世帯の解決は、児童手当を差し押さえた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産は差し押さえしないこと。住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

【税務課】

地方税法第15条は、適切に実施、運用しております。

4. 国保の改善について

★①国の財政支援を抜本的に増額することを求めるとともに、国保財政を安定化し、保険料の大幅引き下げを実現してください。

【国保年金課】

国も国保財政を安定化させるため「国保の広域化(都道府県単位化)」を進めるなど改革を進めております。

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れを行い、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

【国保年金課】

一般会計からの法定外繰り入れについては、今後とも、一般会計、国保特会相互の財政状況を見ながら、また、社会保険制度の中での受益と負担の関係を踏まえて、適切に判断していくものと考えます。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

【国保年金課】

今のところ現状を変更する予定はありませんが、保険料の負担軽減については加入者の状況、所得など総合的に判断し検討していく所存です。

- ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とにならないようにしてください。

【国保年金課】

今のところ現状を変更する予定はありません。

- エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

【国保年金課】

今のところ現状を変更する予定はありません。

★③保険料(税)滞納者への対応について

- ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どもがいる世帯、母子家庭や障害者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては「保険証は1年以上」とし、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

【国保年金課】

資格証明書の新規交付については平成20年度以降しておりませんが保険料負担の公平性という観点から現行法令下では資格証明書の発行もやむを得ないと考えております。高校生世代以下の子どもに対する被保険者証交付については「1年以上」としております。

- イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。「給付と滞納は別」であることから、滞納があっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。

【国保年金課】

状況を鑑み、適切に対応していきたいと考えております。

- ウ. 保険料(税)を支払う意思があって分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6カ月としてください。

【国保年金課】

保険料納付の意思があり分割納付をしている世帯については、被保険者と接触し、生活実態を把握する機会を確保するため今後も短期保険証を交付していきたいと考えております。

- エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

【国保年金課】

保険料滞納者の生活実態把握については従来から努力しており、預金差押えなどの滞納処分についても処分後の生活を鑑み適切に対応しております。

- ④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施

してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

【国保年金課】

現状を変更する予定はありません。

5. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【国保年金課】

現行の医療費助成制度においても、医療費の増加が見込まれておりますので、慎重に検討する必要があると考えます。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

【国保年金課】

子ども医療費助成制度の対象年齢の拡充につきましては、平成24年1月1日から拡充しました中学校3年生までの通院費全額補助の実績を踏まえ、検討すべきと考えています。現行の医療費助成制度においても、医療費の増加が見込まれておりますので、慎重に検討する必要があると考えます。

③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。

【国保年金課】

精神障害者医療費助成制度の対象診療の拡充につきましては、精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者で、かつ、自立支援医療受給者証(精神通院)を所持されている方に対して、平成27年10月1日から全疾病を対象とした助成に拡充します。

④国に対して、福祉医療助成に対する国保の国庫負担削減をやめるよう強く要請するとともに、当面は一般会計繰り入れで補てんしてください。

【国保年金課】

現在のところ要請する予定はありません。こども医療波及増分については一般会計から繰り入れはすでに行っております。

6. 子育て支援などについて

★①「子どもの貧困対策推進法」および「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、ひとり親世帯に対する生活支援施策の具体化を行ってください。

【こども家庭課】

ひとり親世帯の生活支援策として、母子家庭等自立支援給付金事業を実施しており、就職に有利な資格を取得するための教育訓練講座の受講費の一部支給(自立支援教育訓練給付金)や看護師等の養成機関の修業期間中の生活費の負担軽減のために一定期間の給付金を支給しております。(高等職業訓練促進給付金)その他、母子父子自立支援員による就労相談、貸付業務等ひとり親家庭自立支援についても引き続き継続していきます。

★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。

【学校教育課】

本市では、就学援助制度の対象を生活保護基準額の1.25倍としておりますが、変更する考えはありません。広報せとへの掲載や、各学校へも周知徹底していきます。

- ★③憲法による「義務教育は無償」の立場から学校の給食費を無償にしてください。給食費未納により給食が食べられない子どもをなくしてください。

【学校教育課】

給食費を無償にする考えはありません。

- ★④児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。

【こども家庭課】

瀬戸市子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育実施義務を果たせるよう、公立保育所の民営化による定員の拡充をはじめ、地域型保育施設の認可により、待機児童の解消を図ってまいります。

また、地域型保育施設については、認可基準を満たしている場合、保育の格差はないものと考えております。

- ⑤児童虐待や“いじめ”の早期発見に努め、重大事故とならないよう、情報公開を行い、防止対策を強めてください。そのためにカウンセラーなど専門職を配置してください。

【学校教育課】

全中学校に週1回、小学校5校は拠点校・10校を巡回校として県費のスクールカウンセラーを派遣しております。残りの小学校5校は巡回で市費のスクールカウンセラーを派遣しています。

【こども家庭課】

児童虐待防止対策として、要保護児童の早期発見及び適切な対応を図ることを目的として「瀬戸市要保護児童対策協議会」を設置し、機関相互の連携を推進しています。

尚、保健師、保育士、退職教員等の専門職を配置し、相談業務を実施しております。

- ⑥「新婚・子育て・ひとり親」世帯に家賃補助等の支援策を実現してください。

【こども家庭課】

子育て世帯については、児童手当。ひとり親家庭についてはさらに、児童扶養手当、愛知県遺児手当、瀬戸市遺児修学手当制度を実施しております。家賃補助など具体的な使途に対する補助の支給については現在のところ実施予定はありません。

- ⑦妊産婦健診は、産前14回に加え、初回及び産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。

【健康課】

平成21年度から妊婦健診の助成回数を14回に拡大しております。今後の助成拡大につきましては、検討を続けてまいります。

7. 障害者・児施策の拡充について

- ①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できるよう、希望する障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

【社会福祉課】

福祉サービスは、国の定める基準にて運用を行っております。

- ②移動支援を、障害者・児が必要とする通学・通所に利用できるようにしてください。

【社会福祉課】

本市では利用者・家族の状況を個別に判断させていただくこととしています。

③障害者(児)の福祉サービスの利用料、給食費などの利用料負担を無償にしてください。

【社会福祉課】

福祉サービスは、国の定める基準にて運用を行っております。

④障害児者へのインフルエンザ予防接種費用の補助制度を設けてください。

【社会福祉課】

現状を変更する予定はありません。

★⑤40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、「介護保険利用を優先」と一律にすることなく、本人意向にもとづいた障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

ア. 65歳到達前に障害者本人の利用(意向状況)聴き取り調査を障害福祉と介護保険担当で行うとともに、障害者本人に制度の説明をおこなってください。

【社会福祉課】

福祉サービスは、国の定める基準にて運用を行っており、障害者本人へは通知などを送付しております。

イ. 介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に対して、障害福祉サービスの打ち切りをおこなわないでください。

【社会福祉課】

福祉サービスは、国の定める基準にて運用を行っております。

⑥通院時の院内介助や入院中のヘルパー派遣を認めてください。

【社会福祉課】

院内介助については、個別ケースで検討、必要性が認められる場合は、支給決定を行います。

★⑦相談支援事業は、基本相談や計画相談を丁寧に行える職員配置ができるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

【社会福祉課】

要望提出書を出す予定はありません。

8. 予防接種について

①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

【健康課】

これらの予防接種については、定期予防接種化について厚生労働省の専門会議で検討されているところであり、その動向を注視しているところです。

★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。

【健康課】

本予防接種については、平成26年10月1日から制度の改正により定期予防接種に位置づけられ実施しております。また、定期予防接種の対象である5歳刻みの年齢以外にも70歳以上の方については、同額の助成をしております。

③妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象とした風疹ワクチン接種は、無料で受けられるようにしてください。

【健康課】

風疹ワクチン接種の助成については、平成 26 年4月1日からは愛知県の「風しんワクチン接種事業費補助金交付要綱」に基づいた助成を実施しているところです。

【2】国および愛知県、愛知県後期高齢者医療広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①消費税増税を中止してください。

【税務課】

消費税増税は、将来的な社会保障制度の財源とするためのものであり、政府が景気状況を鑑み、総合的に判断するものであるため、国に対して消費税増税中止の要望をする考えはありません。

②マクロ経済スライドによる年金切り下げをやめてください。若い人も高齢者も安心できる年金制度をつくってください。

【国保年金課】

国に対し意見書・要望書を提出する考えはありません。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。軽度者外しはやめてください。介護報酬を再改定し、事業所閉鎖などサービス提供の低下を防ぐとともに、介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。

【高齢者福祉課】

国庫負担(調整交付金)の増額につきましては、これまで全国市長会を通じて要望してまいりましたが、今後も機会あるごとに全国市長会を通じて要望してまいりたいと考えております。

また、サービスの利用にあたりましては、介護支援専門員とサービス提供責任者による適切なアセスメント及びケアマネジメントに基づき、利用者のニーズに応じた必要な量のサービスを提供するべきものであることは従前と変わっておりません。

介護報酬の再改定につきましては、平成27年度に、介護職員の処遇改善、物価の動向、介護事業者の経営状況、地域包括ケアの推進などを踏まえて介護報酬の改定が実施されております。

④子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。また、福祉医療助成に対する国民健康保険の国庫負担金の削減はやめてください。

【国保年金課】

市長会等を通じて子ども医療費の窓口負担を軽減するよう要望してまいります。

⑤後期高齢者の保険料軽減特例見直しを行わず、国による財源確保のうえ、恒久的な制度としてください。

【国保年金課】

国に対し意見書・要望書を提出する考えはありません。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について

- ①子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

【国保年金課】

福祉医療費助成制度の助成費は年々増加傾向にある事から、今後も持続可能な制度となるよう、愛知県が中心となり勉強会が開催されております。

このような背景を踏まえ、本市においても本制度が持続可能な制度となるよう検討を重ね、愛知県に適切な働きかけをしてまいります。

- ②障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

【国保年金課】

福祉医療費助成制度の助成費は年々増加傾向にある事から、今後も持続可能な制度となるよう、愛知県が中心となり勉強会が開催されております。

このような背景を踏まえ、本市においても本制度が持続可能な制度となるよう検討を重ね、愛知県に適切な働きかけをしてまいります。

- ③後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【国保年金課】

県に対し意見書・要望書を提出する考えはありません。

(2) 県民の医療を守り、医療提供体制の充実のために

- ①市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

【国保年金課】

今後要望してまいります。

- ②県が今後すすめる地域医療ビジョン策定にあたっては、安易な病床削減を前提としないでください。また、策定委員会に医療提供者・地域住民・労働者の代表を入れるとともに、三者の意見を十分反映したものにしてください。

【健康課】

意見書・要望書の提出を行う考えは、現在のところありません。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①低所得者に対し、独自の保険料と窓口負担の軽減制度を設けてください。

【国保年金課】

後期高齢者医療被保険者に対する軽減制度は最大9割の軽減率であるため(国保は最大7割軽減)、今のところ独自の軽減制度は考えておりません。

県に対し意見書・要望書を提出する考えはありません。

- ②一部負担金減免について、生活保護基準の1.4倍以下の世帯も対象としてください。

【国保年金課】

県に対し意見書・要望書を提出する考えはありません。

- ③後期高齢者医療葬祭費の支給に関して、申請勧奨してください。

【国保年金課】

本市においては、申請勧奨を実施しておりますので、愛知県後期高齢者広域連合に対し

意見書・要望書を提出する考えはありません。

以上